明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務八八）　一
○政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（同八九）　二
○政府担保振替国債取扱規則の一部を改正する省令（財務八〇）　二

〔告　示〕

○予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村等であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示（総務三六二）　二
○原戸籍の一部が滅失した件　三
（法務五〇九）
○除籍の一部が滅失した件（同五一〇）　三
○日本国に帰化を許可する件（同五一一）　三
○化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約のミャンマー連邦共和国による批准に関する件（外務三五二）　三
○武器貿易条約へのモーリシャス共和国の加入に関する件（同三五三）　三
○武器貿易条約のニジェール共和国及びサンマリノ共和国による批准に関する件（同三五四）　三
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（農林水産二二五四）　三
○保安林の指定をする件（同二二五五～二二六一）　四
○保安林の指定を解除する件（同二二六二～二二六四）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二二六五～二二七一）　四
○保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件（国土交通一〇五二）　六
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（防衛装備庁一）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一六三）　七
○道路に関する件（関東地方整備局三五四、三五五）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一七六～一七八）　八
○浄化槽の型式の認定を更新した件（四国地方整備局一〇〇）　八

〔人事異動〕

法務省　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九

特定保安林の指定について（農林水産省）　九
特定保安林の指定の解除について（同）　九

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示三）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁　三
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所　四
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　四
特殊法人等　六
警察共済組合役員の就職関係　六
会社その他　七

省　令

○総務省令第八十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月十三日

総務大臣　山本　早苗

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「地域経済循環創造事業交付金」の後ろに「選挙人名簿システム改修費補助金」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年度に取得した財産から適用する。

○総務省令第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十三第五項の規定に基づき、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月十三日

総務大臣　山本　早苗

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

四　法第十九条の十三第一項の政治資金監査を受けることとなる法第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であつた者

別記第六号様式、別記第二十号様式及び別記第二十一号様式中「※」の下に「※は参加団体」を加える。